

社会保険労務士法人 ビークライン News

発行所 社会保険労務士法人ビークライン

〒105-0021

東京都港区東新橋2-10-10
東新橋ビル411

TEL 03 - 5401 - 3461

FAX 03 - 5401 - 3471

Email soumu@soumu.or.jp

URL <http://www.soumu.or.jp/>

業務案内

- 給与計算代行
- 労働保険（労災・雇用保険等）手続き代行
- 社会保険（健康・厚生年金保険等）手続き代行
- 人事、労務に関する相談
- 就業規則、各種規程の作成 等

TOPIC1

年金制度の一部改正のポイント

TOPIC2

柔軟な働き方を実現するための 措置への対応

タウシュベツ川橋梁と紅葉(北海道)ibuki / PIXTA(ピクスタ)

2025/SEP

9

令和7年9月号

【交通安全意識の向上を】国土交通省は7月に「事業用自動車事故調査委員会10年総括」を公表しました。これは、事業用自動車事故調査委員会が2024年6月に発足10年を迎えたことから、2014～2023年度（2024年3月まで）に議決された58件の事故を分析し、課題と同委員会の今後のあり方についてまとめたものです。総括では、事故のパターンを「過労運転による居眠り」や「体調急変や体調不良」など5つに分類し、パターンに応じて再発防止策を提示しています。また、過重性や不規則性などのリスクを伴う勤務実態と事故との関係も分析。連続勤務日数が長期化すると事故の発生リスクが高まることも報告しています。毎年9月21～30日は「秋の全国交通安全運動」の実施期間です。これを機に職場の交通安全意識を一層高めていきましょう。

年金制度の一部改正のポイント

2025年5月16日、第217回通常国会に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が提出され、衆議院による修正を経て、6月13日に成立しました。ここでは、特に企業に対して影響が大きいとされる3つの改正点を確認します。

年金制度改正の趣旨と概要

今回の年金制度改正は、社会経済の変化に対応し、働き方やライフスタイルなどの多様化を踏まえた制度の構築により、機能強化を図ることを目的としています。また、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充などを通じて、高齢期における生活安定のための措置が講じられています。

改正項目において、特に企業に対し影響が大きいと考えられるのは、社会保険の加入対象の拡大、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げです。その他、遺族年金の見直し、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入年齢の引き上げに加え、将来の基礎年金の給付水準の底上げなどがあります。

社会保険の加入対象の拡大

社会保険制度の適用拡大は、短時間労働者や個人事業所の加入を促進し、老後の保障や働けない時や出産時の生活の保障など、より多くの労働者が社会保険制度の恩恵を受けられるようにすることを目的としています。

現行制度において、加入の対象となるのは、適用事業所に使用される正社員及び従業員51人以上の企業などの労働者で、4つの条件

① ① 残業代、通勤手当などを除く給与が月額8万8000円以上（年収106万円以上）、② 2カ月を超えて働く予定がある、③ 学生ではないのすべてに当てはまる場合です。今回の改正では、企業規模要件について、10年をかけて段階的に縮小・撤廃する方針です(図表①)。

さらに、②の賃金要件を撤廃することにより、いわゆる「年収106万円の壁」を意識せずに、各人のライフスタイルに合わせて働き方を選択することが可能となることを目指します。撤廃の時期は、法律の公布から3年以内で、全国の最低賃金が1016円以上となることを

見極めて判断する予定です。

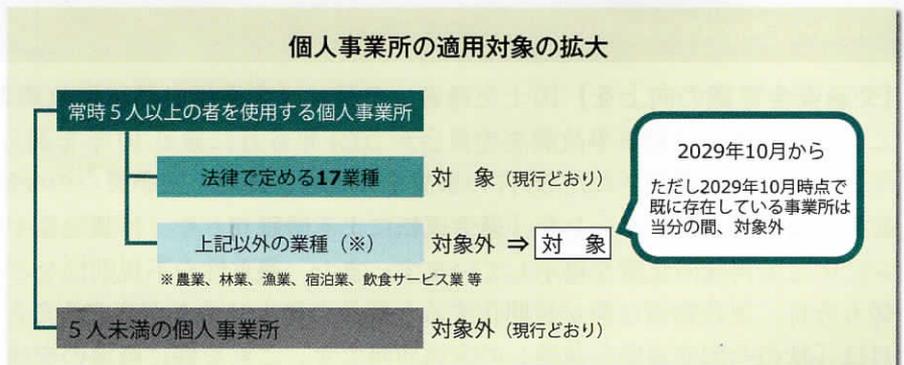
また現行制度において、常時5人以上の従業員を使用する法定17業種の個人事業所は社会保険の加入義務がありますが、2029年10月以降は、常時5人以上の者を使用するすべての業種の事業所が適用の対象となります(図表②)。

なお、適用拡大に伴う就業調整を減らすため、新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者に対して、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減する3年間の時限的・特例的な措置を実施するとしています。事業主の追加負担分については、国などが全額

図表①



図表②



図表③

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

| 報酬月額 ※賞与除く賃金 | 標準報酬 月額 | 該当者の保険料の変化 【】内は実質的な負担増額 | 年金額（2024年度価格） ※1年間該当した場合の概算額 |
|-------------------|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 63.5万円 ～66.5万円 | 65万円 | 5万9475円→5万9475円 【実質+0円/月】 | 65歳時点の平均余命 男性：19.52年 女性：24.38年 |
| 66.5万円 ～69.5万円 | 68万円 | 5万9475円→6万2220円 【実質+約 1800円/月】 | +約150円/月（終身） ※10年間該当：+約1,500円 |
| 69.5万円 ～73.0万円 | 71万円 | 5万9475円→6万4965円 【実質+約 3700円/月】 | +約300円/月（終身） ※10年間該当：+約3,000円 |
| 73.0万円～ | 75万円 | 5万9475円→6万8625円 【実質+約 6100円/月】 | +約510円/月（終身） ※10年間該当：+約5,100円 |

今回改正

※ 実質的な負担増額は、社会保険料控除を考慮したもの（限界税率は所得税23%・住民税10%と仮定）

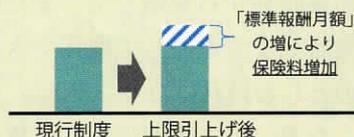
○保険料（標準報酬月額×保険料率×1/2）

○年金額（標準報酬月額等に応じて算出）

・上限引上げの対象者

⇒ 保険料・年金額ともに増加

財政の改善による
厚生年金増加



・上限引上げの対象ではない者

⇒ 年金額のみ増加

財政の改善による
厚生年金増加



出典：「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要」（厚生労働省）

負担して支援する方針です。

在職老齢年金制度の見直し

急速に進む少子高齢化において、平均寿命・健康寿命が延びるなか、働き続けることを希望する高齢者が増加し、社会にとって重要な存在となっています。人材確保・技能継承などの観点から、高齢者の活躍を後押しし、年金の減額を意識せずにより多く働ける仕組みを構築することが求められることから、制度の見直しが行われました。

在職老齢年金制度は、年金を受給しながら働く高齢者について、一定額以上の報酬がある場合は年金制度を支える側に回るという考えに基づき、年金の支給額が調整される仕組みです。現行制度においては、賃金と老齢厚生年金の合計が支給停止基準額である50万円を上回ると、老齢厚生年金について、超えた分の半額が支給停止

となります。

今回の改正では、支給停止基準額を62万円（2024年度価格）に引き上げ、2026年4月より施行するとしています。支給停止基準額は、賃金変動に応じて毎年度改定されるため、施行日においては、2026年度の賃金変動に応じて改定される予定です。この見直しにより、新たに約20万人が、老齢厚生年金を全額受給できるようになると試算されています。

厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

社会保険料や年金などの給付額は、標準報酬月額の仕組みに応じて決定されます。標準報酬月額は、原則4月から6月の報酬額をもとに算出した報酬月額を区分化した上でその等級が決まります。2025年4月現在、標準報酬月額は、厚生年金については8.8万円から65万

円の32等級、健康保険は5.8万円から13.9万円までの50等級に区分されています。

厚生年金の標準報酬月額には、年金の給付額に大きな差が出ないようにするため、また企業と従業員で折半となる保険料について事業主の負担を考慮するために、上限が設けられています。上限の設定は、全被保険者の平均標準報酬月額の約2倍の額とされていますが、年度末時点で現行の上限を超える状態が続くと認められた場合は、政令により最高等級の上に新しい等級を追加することができます。

一方、標準報酬月額の上限については、上限を超える収入がある場合、実際の賃金に占める保険料の割合が低くなり、収入に応じた年金を受け取ることができない状態となることが問題視されてきました。そこで、今回の改正では、賃金が上昇傾向にあることを踏まえて、世代内での公平を期するため、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実させるとして、標準報酬月額の上限を現行の65万円から段階的に75万円まで引き上げることになりました。時期については、2027年9月から68万円、2028年9月からは71万円、2029年9月から75万円となっています（図表③）。

なお、将来の給付水準への影響は、在職老齢年金の見直しにおいては-0.2%、標準報酬月額の上限の引き上げでは+0.2%と試算されています。保険料負担に応じた本来の年金額を受給しやすくし、厚生年金制度の財政を改善することで、厚生年金全体の給付水準が底上げされ、将来の給付水準は上昇すると考えられています。